

第25回 原子力規格委員会 議事録

1. 日 時 平成19年6月26日(火) 13:30~18:50

2. 場 所 (社)日本電気協会 4階 C, D会議室

3. 出席者(敬称略,五十音順)

出席委員:班目委員長(東京大学),新田副委員長(日本原子力発電),関村幹事(東京大学),
響場(三菱重工業),飯塚(東京大学・品質保証分科会長),上杉(発電設備技術
検査協会),蝦田(日本電気協会),大西(日本原子力保険プール),大橋(東京
大学・運転・保守分科会長),鹿島(電力中央研究所),兼近(鹿島建設),唐澤
(東京電力),小林(横浜国立大学・構造分科会長),関(火原協),辻(日立製
作所),寺井(東京大学・原子燃料分科会長),根井(原子力安全・保安院),平
野(原子力安全基盤機構),藤沢(富士電機システムズ),前田(日本原子力研究
開発機構),増田(日本原子力発電),宮野(東芝プラントシステム),吉川(京
都大学名誉教授・安全設計分科会長),吉村(原子力安全基盤機構)(24名)

代理出席:石沢(小林構造分科会長代理),佐久間(原子力安全・保安院,山田代理),谷口
(沼宮内放射線管理分科会長代理),中村(関西電力・千種代理),西川(中部電
力・阪口代理),三浦(日本製鋼所,楠橋代理)(6名)

常時参加者:山本(内閣府・名雪代理)(1名)

欠席委員:柴田(東京大学名誉教授・耐震設計分科会長),西脇(東京大学)(2名)

説明者:石沢(東京電力・構造分科会幹事),渡邊(東京電力・品質保証分科会幹事),今
井(関西電力・安全設計分科会 計測制御検討会副主査),小倉(東京電力・運転・
保守分科会幹事),瀬越(関西電力・構造分科会 設備診断検討会委員),國頭(東
京電力・安全設計分科会 計測制御検討会主査),北島(東京電力),滝沢(東京
電力・構造分科会 設備診断検討会委員),津田(日本原電・運転・保守分科会 保
守管理検討会委員),富松(三菱重工・構造分科会 破壊靱性検討会主査),平野(東
京電力・構造分科会 破壊靱性検討会副主査),山下(東京電力・構造分科会 破壊
靱性検討会委員)

事務局:浅井,池田,国則,長谷川,大東,中島(日本電気協会)

4. 配付資料

資料 No.25-1 第24回 原子力規格委員会 議事録(案)

資料 No.25-2-1 原子力規格委員会 委員名簿(案)

資料 No.25-2-2 原子力規格委員会 分科会委員名簿(案)

資料 No.25-3 JEAG4207-2004 に対する質疑応答(案)

資料 No.25-4-1 JEAG4121 「原子力発電所における安全のための品質保証規程
(JEAC4111-2003の適用指針 - 原子力発電所の運転段階 -)改定案に関する
書面投票の結果について(日電協 19 技基第 144 号/平成 19 年 5 月 8 日)

資料 No.25-4-2 JEAG4121 「原子力発電所における安全のための品質保証規程
(JEAC4111-2003)の適用指針 - 原子力発電所の運転段階 -)改定案の編
集上の修正に関する書面投票の結果について(日電協 19 技基第 341 号/
平成 19 年 6 月 12 日)

資料 No.25-4-3 原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2003)の適用
指針 - 原子力発電所の運転段階 - JEAG4121-2005 [2007 年追補版]

資料 No.25-4-4 JEAG4121-2005 の付属書「根本原因分析のガイド」(D18)

- 資料 No.25-5-1 JEAG4608「原子力発電所の耐雷指針」改定案に関する書面投票の結果について（日電協 19 技基第 143 号/平成 19 年 5 月 8 日）
- 資料 No.25-5-2 原子力発電所の耐雷指針(JEAG4608-200X)改定案に対する原子力規格委員会意見に対する回答（案）
- 資料 No.25-5-3 原子力発電所の耐雷指針(JEAG4608-200X)改定案に対する反対以外の意見に対する回答（案）
- 資料 No.25-5-4 原子力発電所の耐雷指針（JEAG4608 - 200X）改定案に対する原子力規格委員会意見を踏まえた修正新旧比較表（案）
- 資料 No.25-5-5 JEAG4608-200X 新旧比較表
- 資料 No.25-5-6 原子力発電所の耐雷指針 JEAG4608-200X
- 資料 No.25-5-7 原子力発電所の耐雷指針 JEAG 4608-1998 改定概要
- 資料 No.25-6-1 保守管理規程改定及び同指針制定に関する検討結果の報告
- 資料 No.25-6-2 「JEAC4209 原子力発電所の保守管理規程改訂案」及び「JEAG4210 原子力発電所の保守管理指針制定案」に係る規格委員コメント回答（案）
- 資料 No.25-6-3 回答の条件ではない範囲での意見に対する対応（JEAC4209）案
- 資料 No.25-6-4 原子力発電所の保守管理規程改定案 JEAC4209-200X
- 資料 No.25-7-1 回答の条件ではない範囲での意見に対する対応（JEAG4210）案
- 資料 No.25-7-2 原子力発電所の保守管理指針制定案 JEAG4210-200X
- 資料 No.25-8-1 JEAC4201 改定案 構造分科会 コメント回答集約表
- 資料 No.25-8-2 原子炉構造材の監視試験方法 JEAC4201-200X
- 資料 No.25-8-3 JEAC4201 原子炉構造材の監視試験方法 新旧比較表
- 資料 No.25-9-1 JEAC4206 改定案 構造分科会 コメント回答集約表
- 資料 No.25-9-2 原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 JEAC4206-200X
- 資料 No.25-9-3 JEAC4206 原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法 新旧比較表
- 資料 No.25-10-1 安全保護系計器のドリフト評価指針（仮称）制定の目的と概要
- 資料 No.25-10-2 安全保護系計器のドリフト評価指針（仮称）（案）JEAG4621-2007
- 資料 No.25-11-1 安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規格の制改定について
- 資料 No.25-11-2 JEAC4620-200X「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程（仮称）」制定案 新旧比較表
- 資料 No.25-11-3 安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程（仮称）（案）JEAC4620-200X
- 資料 No.25-11-4 JEAG4609-200X「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針（仮称）」改定案新旧比較表
- 資料 No.25-11-5 デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針（仮称）（案）JEAG4609-200X
- 資料 No.25-12 第 20 回 基本方針策定タスク議事録（案）
- 資料 No.25-13-1 原子力発電所の設備診断に関する技術指針案 - 潤滑油診断 案 JEAG4222-200X
- 資料 No.25-13-2 原子力発電所の設備診断に関する技術指針案 - 赤外線診断 案 JEAG4223-200X
- 資料 No.25-13-3 原子力発電所の設備診断に関する技術指針 制定スケジュール（案）
- 資料 No.25-14 JNES の試験研究関連検討会等への学協会基準策定委員会からの委員について
- 参考資料-1 JEAC4201「原子炉構造材の監視試験方法」の改定
- 参考資料-2 JEAC4201 中性子照射による関連温度移動量の予測方法の改訂について
- 参考資料-3 JEAC4206「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」の改定
- 参考資料-4 日本電気協会 原子力規格委員会 規約

参考資料-5	日本電気協会	原子力規格委員会	委員参加状況一覧
参考資料-6	日本電気協会	原子力規格委員会	規程・指針策定状況

5. 議事

(1) 会議開催定足数の確認について

委員長による代理者の承認後、事務局より、委員総数31名に対して本日の出席委員数は28名であり、委員総数の3分の2以上の出席という、会議開催定足数の条件を満たしていることの報告があった。(定足数の確認後、最終的に出席委員数が29名となった。)

(2) 前回議事録の確認について

事務局より、資料No.25-1に基づき、前回議事録案(事前に配付しコメントを反映済み)の説明があり了承された。

(3) 原子力規格委員会委員及び分科会委員の承認について

1) 原子力規格委員会委員の承認

事務局より、資料No.25-2-1に基づき、柴田耐震設計分科会長再任について報告があった。

2) 分科会委員の承認

事務局より、資料No.25-2-2に基づき、各分科会の退任委員及び推薦を得た新委員候補の報告があった。

以上について、挙手による決議の結果、出席委員全員の賛成で承認された。

(4) 原子力規格委員会 規程・指針の策定状況について

事務局より、参考資料-6に基づき、原子力規格委員会の規程・指針の策定状況について説明があった。

これに関係して、大橋運転・保守分科会長より、JEAC4804「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」(以下、JEAC4804)の策定スケジュールが、原子力安全・保安院との意見調整のため、遅れている状況について補足があった。また、民間が主体で規格策定を進める中で、技術基準の性能規定化以降の規制行政庁の委員会への関与の在り方について指摘され、更に規制行政庁のパワーバランスが強いところで議論が進められている側面がある中で、このような状態は長期的に見て委員会システム全体の硬直化を招くとの懸念を示された。

これに対して、班目委員長より、日本電気協会としては民間規格といえども規制行政庁も参加し、日本の英知を結集するという事で合意形成を目指すものであるから、委員会(委員会規約)を合意形成の場(プロセス)として活用してもらい、どうしても合意形成に至らない場合は、委員会規約では多数決により決議されるので、規制要求として不足する部分は規制行政として技術評価で補う、あるいは規制文書を発行することで進めてもらうとの意向が示された。

なお、佐久間代理委員からは、規制行政庁が委員会に参加する場合のスタンスは、規制行政に携わった経験を持つ個人として委員会に参加し経験に基づき意見を述べているものであり、規制当局としての強制は良くないけれど、そんなつもりは全くなく、国としての意見や対応を求められても困る。合意形成にあまり時間がかかるのであれば、ある程度意見が出尽くした段階で多数決をとのご意見もありましたけれど、そこは主査の判断により規約に則り粛々と進めていただければよい、との見解が示された。

(5) JEAG4207-2004「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験指針」に関する質疑応答について(報告)

石沢構造分科会幹事より、資料No.25-3に基づき、JEAG4207-2004「軽水型原子力発電所用機器の供用期間中検査における超音波探傷試験指針」に関する質問に対する回答について、報告があった。

なお、事務局より、本件については第16回構造分科会(5/17)で審議・承認され、既に質問者に回答を送付するとともに、JEAインターネットホームページに公開済みである旨補足があった。

(6) 書面投票の結果について

1) JEAG4121「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2003)適用指針 - 原子力発電所の運転段階 - 」追補版発刊に係る審議

- ・ 事務局より，資料No.25-4-1,2に基づき，前回第24回原子力規格委員会以降に実施した書面投票の結果について報告があった。
- ・ 渡邊品質保証分科会幹事より，資料No. 25-4-3に基づき，前回第24回原子力規格委員会で審議いただいたJEAG4121完本版を，今回の改定で見直しを行った調達管理に関わる記載充実の部分を取りまとめ追補版として発行したい旨提案があり，班目委員長より追補版としての発行が編集上の修正であることの判断があった後，挙手による決議を行った結果，全会一致で了承され，JEAG4121（調達管理に関わる内容の充実）追補版について，公衆審査（2ヶ月）に移行することとした。
- ・ また，渡邊品質保証分科会幹事より，資料No.25-4-4に基づき，JEAG4121付属書「根本原因分析のガイド」の策定状況について，次回9月の第25回原子力規格委員会上程に向けて作業を進めていることの報告があった。

2) JEAG4608「原子力発電所の耐雷指針」改定案に係る原子力規格委員会における意見への対応状況の報告

事務局より，資料No.25-5-1に基づき，前回第24回原子力規格委員会以降に実施した書面投票の結果及び今後の対応について，以下のとおり報告があった。

- ・ 前回第24回原子力規格委員会書面投票の結果，1件の反対意見があり，否決された。
- ・ 反対意見に対する対応案を安全設計分科会の書面投票に諮ったところ，1件の反対意見があり，否決された。
- ・ 本件は，再度安全設計分科会にて，原子力規格委員会及び安全設計分科会の書面投票の反対意見に対する対応案に係る審議を経て，改めて次回9月の第25回原子力規格委員会に反対意見他対応案及び指針案を上程する予定である。

(7) 規格案の審議

1) JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」改定案

小倉運転・保守分科会幹事及び津田保守管理検討会委員より，資料No.25-6-1,2,3,4に基づき，前回24回原子力規格委員会報告以降の規程案の変更箇所について説明があった。

2) JEAG4210「原子力発電所の保守管理指針」制定案

小倉運転・保守分科会幹事及び津田保守管理検討会委員より，資料No. 25-7-1,2に基づき，前回24回原子力規格委員会報告以降の指針案の変更箇所について説明があった。

上記1)及び2)を書面投票（2週間）に諮ること，及び書面投票の結果可決された場合は公衆審査（2ヶ月）に移行することについて，挙手により決議を行った結果，全会一致で承認された。

3) JEAC4201「原子炉構造材の監視試験方法」改定案

富松破壊靱性検討会主査より，資料No.25-8-1,2,3に基づき，前回24回原子力規格委員会報告以降の規格案の変更箇所について説明があった。

4) JEAC4206「原子力発電所用機器に対する破壊靱性の確認試験方法」改定案

富松破壊靱性検討会主査より，資料No.25-9-1,2,3に基づき，前回24回原子力規格委員会報告以降の規格案の変更箇所について説明があった。

上記3)及び4)を書面投票（2週間）に諮ること，及び書面投票の結果可決された場合は公衆審査（2ヶ月）に移行することについて，挙手により決議を行った結果，全会一致で承認された。

5) JEAG4621「安全保護系計器のドリフト評価指針」制定案

國頭計測制御検討会主査より，資料No.25-10-1,2に基づき，第23回原子力規格委員会での中間報告以降の指針案の変更箇所について，安全設計分科会における審議の経過報告と合わせて説明があった。

これに関する意見は以下のとおりであった。

- ・ 指針の中で統計的手法を使っているが，統計学の専門家に相談したのか？ここまで複雑に統計処理する必要があるのか？また，指針化するに当たって，米国を参考にされているが，どんなグループがどのようにして作ったのか？バックグラウンドについて知りたい。

指針化にあたって，既に実績のある米国での手法を踏襲することとした。これはもともと日本機械学会からの提言があって，東大・岡本先生に見てもらった。色々な式が並んでいるが現場

で使用する者が使いやすいように教科書に書いてある式も載せている。

- ・ 計器のグループ化において、2つの評価対象を1つのグループにできる（同様の特性を有することを確認する）手法に統計的検定を用いているが、そもそも統計的検定というのは差が有意であることを言うための手法であり、同一と見なせることを主張するとき用いるのは誤りである。
- ・ 正規性の検定において正規分布の仮説が棄却された場合の分析について記載しているが、正規分布を仮定できないような裾の長い分布について、以降の分析を続けて意味があるのか疑問である。
- ・ ドリフト分布が正規分布であると仮定したい理由は何か？平均値のずれを気にしているのなら分布のことを気にする必要はないと思うが。
計器ドリフトの分布は中央（要はドリフトがほとんどなし）に集中してしまい、正規性検定をすると往々にして棄却されてしまうケースがよくある。
- ・ それは測定単位が大き過ぎるといふこと。この場合、正規分布にしてはいけない。正確にやるためには、別の分布を当てはめなければならない。
- ・ いくつかの校正点に対する出力値の関係（校正曲線のずれ）を見る必要があり、ある校正点でのずれでなく、校正曲線全体が、いわば切片ゼロ、傾き1の直線からどうずれているのか、すなわち直線と見なせるか、ゼロを通るか、傾きは1かを検討するのが自然に思う。こうした目的からするともう少し簡単な現実的なやり方があるのではないかと妙に精密すぎるといふのが率直な感想である。

現場での点検方法は、計器の特性として直線性や0点が適切であることを確認するために、各校正点でのずれを確認し許容範囲に入っていなければ調整する、とのやり方をしている。従って、事業者は各校正点でのデータが点検記録として残っており本指針の評価手法はこれを活用しようというもの。安全解析に使用している設定値に係わるものであるため米国でも精緻な方法をやっているとの認識であり、非安全系の計器はここまでやる必要はないものの安全系については日本においてもこの方法を採用することを考えている。これにより負担が増えるが、米国でもやっていることから不可能ではないと認識している。

この指針は、日本機械学会の「保全の最適化に関わる検討結果」（主査 東大岡本孝司教授）をリコメンドしたものである。正規であるのは、非安全系であれば単純な計器のキャリブレーションであるところ、安全系を対象としているため、ドリフトを含めた計器の不確かさを考慮してスクラム・セット値を考える必要があることから、米国ではこのような統計的手法を使うことを工学的に判断したと理解している。

本件を書面投票（2週間）に諮ること、及び書面投票の結果可決された場合は公衆審査（2ヶ月）に移行することについて、挙手により決議を行った結果、全会一致で承認された。

6) JEAC4620「安全保護系へのデジタル計算機の適用に関する規程」制定案

7) JEAG4609「デジタル安全保護系の検証及び妥当性確認に関する指針」改定案

本件については、JEAC4620及びJEAG4609に引用されているJEAG4101 - 2000「原子力発電所の品質保証指針」（現在、品質保証分科会にて廃止検討中）との関係について、安全設計分科会（計測制御検討会）が整理し、後刻、回答書を全委員に配布すると同時に書面投票（2週間）に諮ること、及び書面投票の結果可決された場合は公衆審査（2ヶ月）に移行することについて、挙手により決議を行った結果、全会一致で承認された。

(8) 基本方針策定タスク報告

- 1) 関村基本方針策定タスク主査より、資料No.25-12に基づき、現在、基本方針策定タスクでは日本電気協会 原子力規格委員会の基本方針を改定するに当たっての課題を分析し、全体及び分科会の基本方針をどのように取りまとめるか議論が進行中であり、徐々に議論が纏まりつつあるので、次回以降の原子力規格委員会では全体の基本方針と分科会の基本方針を合わせた形で、“活動の基本方針案”として取りまとめたものについて議論頂く考えである旨報告があった。
- 2) 唐澤委員より、活動の基本方針を取りまとめるに当たって、以下の補足があった。

- ・ 委員の心得（規格策定基本方針 付則-2）を十分に理解することが、委員会活動の基本であり、非常に重要
 - ・ 分科会活動に軽重があるので、分科会のフレームワークの見直しの検討が必要（例えば、原子燃料分科会）
 - ・ 技術基準の性能規定化を受けたJEACとJEAGの再定義が必要
 - ・ 民間規格に係る各学協会の役割分担の議論が必要
 - ・ 活動の基本方針については、その時の情勢に応じて随時見直しが必要
- 3) 根井委員より、“協会”としての特徴を踏まえた上で、安全規制の体系の中で民間指針を活用する場合の裁判との関係（安全確保の観点からの客観性の説明、透明性の確保）について言及があり、日本電気協会 原子力規格委員会の立ち位置（役割分担）を検討する際の留意事項とすることとした。
- 4) 事務局より、資料No.25-12に基づき、その他の議論について報告があった。
- (9) 規格策定状況の報告（中間報告）
- 1) JEAG4222「原子力発電所の設備診断に関する技術指針」（潤滑油診断）制定案
瀬越設備診断検討会委員より、資料No.25-13-1に基づき、JEAG4222「原子力発電所の設備診断に関する技術指針」（潤滑油診断）の策定状況について、報告があった。
- 2) JEAG4223「原子力発電所の設備診断に関する技術指針」（赤外線診断）制定案
滝沢設備診断検討会委員より、資料No.25-13-2に基づき、JEAG4223「原子力発電所の設備診断に関する技術指針」（赤外線診断）の策定状況について、報告があった。
- なお、上記2件について意見がある場合は、事務局で集約することとした。
- これに関する意見は以下のとおりであった。
- ・ 本文中に解説を記載しているが、本指針はガイドラインであることから、本文として記載してもよいのではないか？
 - ・ 潤滑油診断は測定対象、回転機器振動診断は現象、赤外線診断は測定器を指針の名称としているが、統一された方がよいのではないか？
基本方針は技術（潤滑油診断技術、回転機器振動診断技術、赤外線診断技術）ごとに纏めることとしている。
 - ・ 指針の序論に JEAC4209「原子力発電所の保守管理規程」と JEAG4210「原子力発電所の保守管理指針」との関係性を明確に記載したことから、JEAC4209 及び JEAG4210 で定義する“設備・機器の劣化・故障モード”と潤滑油診断指針の中の“潤滑油の特性劣化のような劣化・故障モード”の使い分けを、JEAC4209 及び JEAG4210 との整合の観点から明確に定義することを検討頂きたい。
 - ・ 個々の診断技術とそれらを組み合わせた診断技術が、どのような設備・機器に適用できるのか、診断技術（劣化・故障モード）と設備・機器を結びつける議論がどこかにあってもよいのではないか？
指針の名称については、“・・・による診断”といった記載にするかどうかを検討することになるのではないか？また、個々の診断技術やそれらを組み合わせた診断技術とそれを適用する設備・機器との関係については、今後、設備診断技術全体の体系が整備されれば明確になると思うので、当面は個々の診断技術を指針として作ることの方が優先するのではないかと思う。
6. JNES試験研究関連検討会等への学協会委員の推薦のお願い
- JNES吉村委員より、資料No.25-14に基づき、JNESが行う試験研究関連検討会への学協会規格策定に関わる委員（分科会又は検討会主査等）の推薦及び派遣について要望があり、以下のとおり対応することとした。
- ・ JNES各検討会に、委員1名を推薦
 - ・ 既にJNES検討会に参加する学識経験者が、日本電気協会（原子力規格委員会）委員としての参加を兼ねるのか、あるいは別の委員を選定するのかは各分科会で判断

- ・ JNES検討会に参加する日本電気協会からの委員は、日本電気協会（原子力規格委員会）が推薦・派遣し、個人として参加
- ・ JNES検討会の成果の活用先が明確となっている、「1.検査技術検討会」及び「2.照射脆化検討会」については構造分科会、「4.機器信頼性検討会」及び「5.建物構造信頼性検討会」、「6.地震動評価検討会」については耐震設計分科会から委員の推薦を検討
- ・ 「3.ケーブル絶縁劣化検討会」については、現時点でJNES検討会の成果の活用先と日本電気協会規格との関係は明確ではないが、今後の規格化に関係するであろう安全設計分科会から委員の推薦を検討

なお、これに関する意見は以下のとおり。

- ・ いつまでに委員推薦すればよいのか？

JNES検討会は既に動いているものばかりなので、出来るだけ早くということをお願いしたい。ただし、推薦される委員は日本電気協会（原子力規格委員会）としての立場で参加することを、推薦する先生方には意識として持っていただくことが重要である。

- ・ JNESの検討会に参加する委員のミッションは、指針改定等のアウトプットを目的として、プロジェクトについて専門的立場から議論と助言をすることに限られるのか？具体的には、検討会の場で国の技術評価を支援する検討も行われると聞いているが、そうした場合は日本電気協会（原子力規格委員会）側からの参加は難しくなるのではないかと？

JNES検討会には、日本電気協会（原子力規格委員会）で推薦した委員を派遣するが、JNES検討会にはあくまで個人として活動していただくことになる。個人として参加するといえども、日本電気協会（原子力規格委員会）からJNESの試験研究関連の検討会等にプロジェクトの計画段階から参画することは大変結構なことであり、なるべく前向きに検討いただきたい。

ご指摘のように、例えば国の審査マニュアルに関連するアウトプットもあると思っているが、JNES検討会の場で取り扱うデータ等は全てオープンではなくて、技術的に未熟あるいは検討段階にあることから、JNES検討会に参加いただく委員には守秘義務をかける。したがって、JNES検討会のアウトプットを学協会等で活用する場合は、我々の了解を得た上で活用して頂くことになる。

- ・ ケーブル絶縁劣化検討会については、日本電気協会（原子力規格委員会）としてはどの分科会が受けることになるのか？

安全設計分科会傘下の耐環境性能検討会に参加いただいているJNES委員からは、国プロジェクトの報告書がまとまり次第、日本電気協会（原子力規格委員会）に民間規格化の提案をする旨伺っている。

日本電気協会（原子力規格委員会）としてどの分科会で受けるかを決める前でも問題ないと思う。

原子力規格委員会の中で決めるよりは、安全設計分科会で決めていただくことにする。

7. その他

- 1) 次回の原子力規格委員会は、平成 19 年 9 月 5 日（水）13:30 から開催するとし、次々回の原子力規格委員会は平成 19 年 12 月 5 日（水）13:30 から開催することとした。
- 2) 事務局より、JEAG4601「原子力発電所耐震設計技術指針 基準地震動策定・地質調査編」制定案の公衆審査(4/23-6/22)の結果について、資料請求5件及び意見1件を受け付けたこと、又意見については現在耐震設計分科会にて対応中である旨報告があった。

以上